

受信通知

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	川口税務署	
利用者識別番号	■■■■■■■■■■	
氏名又は名称	福井 佑太	
受付番号	■■■■■■■■■■	
受付日時	2024/02/18 14:34:11	
年分	令和05年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額	3,592,000円	
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	△1,384,882円
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。	

受信データ(XML)

受け付けた申告書等をXML形式でダウンロードする場合、下の「ダウンロード」をクリックしてください。個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

[ダウンロード](#)

受け付けた申告書等を帳票形式で表示する場合、下の「帳票表示」をクリックしてください。

[帳票表示](#)

添付書類送付書の表示

添付書類送付書を表示する場合は、下の「送付書」をクリックしてください。送付書は内容を確認の上で出力していただき、添付書類を添えて提出してください。

[送付書](#)

添付書類(PDF)送信

添付書類をイメージデータにより送信する方は、「送信結果・お知らせ」メニューの「添付書類(PDF)の送信」から行ってください。

電子申請等証明書交付請求

送信された申請等データについて、提出先の税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。

1. 電子申請等証明書の交付請求

[交付請求](#)

2. 送信された申請等データの内容

ダウンロード

(注)

1. 電子申請等証明書は、電子申請等を提出した日付で提出先の税務署長から交付されます。
2. 「2. 送信された申請等データの内容」は、「受信データ(XML)」の「ダウンロード」と同じファイルが作成されます。

アンケートのお願い

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートを実施しておりますのでご協力ください。

[「国税電子申告・納税システム\(e-Tax\)の利用に関するアンケート」へ](#)

⊗ 閉じる

[ページ先頭へ](#)

納税地	〒340-0012	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	4 02 12 06
現在の住所 又は 居所 事業所等	埼玉県草加市神明1-3-16 ベルネス105号		フリガナ	フ ク イ ユ ウ タ
令和06年 1月1日 住所	同上	職業	経営コンサルティング	世帯主との続柄
振替継続希望	種類	種別	分離 国出 損失 修正 特農の特農表示	整理番号
電話番号	090-3288-6715	世帯主の氏名	福井 佑太	世帯主との続柄
住宅・勤務先(携帯)		屋号・雅号	コンサルハウスキャッツ	本人

第一表

(令和五年分以降用)

収入金額等

事業	営業等	区分	2	ア	5670624
業	農業	区分		イ	
不動産		区分		ウ	
配給	与	区分		オ	5040000
雑	公的年金等	区分		カ	
	業務	区分		キ	
	その他	区分		ク	
総合譲渡	短期			ケ	
	長期			コ	
一時				サ	

所得金額等

事業	営業等	①	
業	農業	②	
不動産		③	
利配	子当	④	
給与		⑥	3592000
雑	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計	①から⑩までの計+⑪	⑫	3592000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	729627	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	1116000	
生命保険料控除	⑮		
地震保険料控除	⑯	1190	
寡婦、ひとり親控除	区分	⑰~⑱	0000
勤労学生、障害者控除	区分	⑲~⑳	0000
配偶者(特別)控除	区分	㉑~㉒	0000
扶養控除	区分	㉓	0000
基礎控除	⑳	480000	
⑬から㉓までの計	㉔	2326817	
雑損控除	㉕		
医療費控除	区分	㉖	
寄附金控除	㉗	68000	
合計	㉕+㉖+㉗	㉘	2394817

課税される所得金額	(12)-(29)又は第三表上の(30)に対する税額又は第三表の(33)	⑳	1197000
上の(30)に対する税額又は第三表の(33)		㉑	59850
配当控除		㉒	
		㉓	
(特定増収等)住宅借入金等特別控除	区分	㉔	00
政党等寄附金等特別控除	区分	㉕~㉖	
住宅耐震改修特別控除等	区分	㉗~㉘	
差引所得税額	(㉑)-(㉒)-(㉓)-(㉔)-(㉕)-(㉖)-(㉗)-(㉘)	㉙	59850
災害減免額		㉚	
再差引所得税額(基準所得税額)	(㉙)-(㉚)	㉛	59850
復興特別所得税額	(㉛)×2.1%	㉜	1256
所得税及び復興特別所得税の額	(㉛)+(㉜)	㉝	61106
外国税額控除等	区分	㉞~㉟	
源泉徴収税額		㊱	1445988
申告納税額	(㉝)-(㉞)-(㉟)-(㊱)	㊲	-1384882
予定納税額(第1期分・第2期分)		㊳	
第3期分の税額	納める税金	㊴	00
	還付される税金	㊵	1384882
修正申告	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	㊶	
	第3期分の税額の増加額	㊷	00
公的年金等以外の合計所得金額		㊸	
配偶者の合計所得金額		㊹	
専従者給与(控除)額の合計額		㊺	
青色申告特別控除額		㊻	642095
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		㊼	
未納付の源泉徴収税額		㊽	
本年分で差し引く繰越損失額		㊾	
平均課税対象金額		㊿	
変動・臨時所得金額	区分	㉠	
延届納の出	申告期限までに納付する金額	㉡	00
	延納届出額	㉢	000
還付受取場	銀行 金庫・組合 農協・漁協		
郵便局名等	本店(支店) 出張所 本所・支所		
口座番号	預金 普通 当座 納税準備 貯蓄		
記号番号			
公金受取口座登録の同意			
	公金受取口座の利用		
整理異動	区分	1 B C D E F G H I J K	
補完			

④⑤⑨⑩又は⑫の記入を忘れなく。

納管 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通信日付印 年月日 番号

整理欄	管理	名簿
-----	----	----

整理異動	補完	確認
------	----	----

令和 〇5 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

F A 2 3 0 3

埼玉県草加市神明1-3-16 ヘルネス105号

住所
 号 コンサルハウスキャッツ
 フリガナ フクイ ユウタ
 氏名 福井 佑太

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
		別紙のとおり	円	1,445,988 円

(48) 源泉徴収税額の合計額 1,445,988 円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用
条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外	年調 同	別居 調整
			明・大昭・平・令	障 特障		年調 16	別居 調整
			明・大昭・平・令	障 特障		年調 16	別居 調整
			明・大昭・平・令	障 特障		年調 16	別居 調整
			明・大昭・平・令	障 特障		年調 16	別居 調整

○ 事業専従者に関する事項 (57)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大昭・平		円
			明・大昭・平		円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	60,000 円	円	10,000 円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
			明・大昭・平	円	障 特障	調整	寡婦 ひとり親

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			円	事業用資産の譲渡損失など					

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円	一連番号
							円	

整理区分 申告年 年 月 日 所得種類

申告期限 年 月 日

税理士署名・電話番号

税理士法書提出 30条 33条の2

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
(13)(14) 源泉徴収分	729,627 円	
小規模企業共済	840,000	840,000
企業型・個人型年金	276,000	276,000
(15) 新生命保険料		
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
(16) 地震保険料	1,190 円	1,190 円
旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (17~20)

寡婦 ひとり親 勤労学生 障害者 特別障害者

死別 生死不明 年調以外かつ専修学校等

離婚 未帰還

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等	寄附金
千葉県動物福祉財団(25-1)、東京都動物福祉財団(15-15)、乃木坂(ノグロウ)のフクロウの会(25-20)、東京都墨田区言語聴覚士会(23-20)、特定非営利活動法人引退場協会、公益財団法人日本動物愛護協会、墨田区	70,000 円

第二表は、第一表と併せて提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

所得の内訳書 (書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。)

住所 埼玉県草加市神明1-3-16 ベルネス105号

氏名 福井 佑太

(令和 5年分)

提出用

所得の種類	所得の種目	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基となる資産の数	収入金額 <small>(源泉徴収額を引いた金額)</small>	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
				円内	円	年 月
給与	給与	██████████ (電話) - -		5,040,000	877,200	
事業		██████████ (電話) - -		39,600	3,675	
事業		██████████ (電話) - -		4,749,860	483,405	
事業		██████████ (電話) - -		717,200	66,568	
事業		██████████ (電話) - -		11,000	1,021	
事業		██████████ (電話) - -		117,000	10,853	
事業		██████████ (電話) - -		35,200	3,266	
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				
		(電話) - -				

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

令和 05 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	埼玉県草加市神明1-3-16 ベルネス105	フリガナ	フクイ コウタ	事務所所在地	
事業所所在地	同上	氏名	福井 佑太	依頼税理士等氏名(名称)	
業種名	経営コンサルティング	電話番号	(自宅) 090-3288-6715 (事業所) -	電話番号	-
屋号	コンサルハウスキャッツ	加入団体名			

整理番号

令和 06 年 02 月 18 日

損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

提出用

(令和五年分以降降用)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	5670624	消耗品費 ⑰	691140	貸倒引当金 ⑳	
期首商品(製品) 棚卸高 ②		減価償却費 ⑱	523274		
仕入金額(製品製造 原価) ③		福利厚生費 ⑲		各種引当金・繰戻額等	
小計(②+③) ④		給料賃金 ⑳		計	
期末商品(製品) 棚卸高 ⑤		給付賃金 ㉑		繰入額等	
差引原価(④-⑤) ⑥		外注工賃 ㉒		専従者給与 ㉓	0
差引金額 (①-⑥) ⑦	5670624	利子割引料 ㉔		貸倒引当金 ㉕	
租 税 公 課 ⑧	121100	地代家賃 ㉖	592660		
荷造運賃 ⑨	6720	貸倒金 ㉗		計	
水道光熱費 ⑩	74874	支払手数料 ㉘	316220	青色申告特別控除前の所得金額 (⑳+㉕-㉔)	642095
旅費交通費 ⑪	657879	研 修 費 ㉙	290301	青色申告特別控除額 ㉖	642095
通 信 費 ⑫	70028	会 議 費 ㉚	728064	所 得 金 額 (㉕-㉖)	0
広 告 宣 伝 費 ⑬		そ の 他 経 費 ㉛	138543		
接 待 交 際 費 ⑭	804729				
損 害 保 険 料 ⑮	12997	雑 費 ㉜			
修 繕 費 ⑯		計 ㉝	5028529		
		差 引 金 額 (⑦-㉝) ㉞	642095		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

⑰		⑳	
㉑		㉒	
㉓		㉔	
㉕		㉖	
㉗		㉘	
㉙		㉚	
㉛		㉜	
㉝		㉞	

提出用

(令和五年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	994,750	
2	784,375	
3	659,556	
4	390,344	
5	410,101	
6	579,743	
7	370,143	
8	955,478	
9	80,170	
10	56,000	
11	349,738	
12	40,226	
家事消費等		
雑収入		
計	5 6 7 0 6 2 4	
うち軽減税率対象	うち	うち

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
	歳	月	円	円	円	円
その他(人分)						
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
		歳	月	円	円	円	円
計	延べ従事月数						

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
	自宅兼事務所	125,000	454,660
		784,320	
	自宅兼事務所	276,000	138,000

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金額
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に関する明細書の⑥欄の金額を書いてください。)	①
一括評価による本年分繰入額 (年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額)	②
本年分繰入限度額 (②×5.5% (金融業は3.3%))	③
本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥ (赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦ (赤字のときは0) 642,095
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧ 65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)
青色申告特別控除額	⑨ (65万円又は55万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額 642,095
上記以外の場合	⑧ 10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)
青色申告特別控除額	⑨ (10万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	川口税務署
利用者識別番号	■■■■■■■■■■
氏名又は名称	福井 佑太
受付番号	■■■■■■■■■■
受付日時	2024/02/18 14:45:32
課税期間	自 令和05年01月01日
	至 令和05年12月31日
種目	消費税
課税標準額	5,154,000円
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	257,600円
備考	HUBH433I:ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付(QRコード)を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

受信データ(XML)

送信されたデータは、「ダウンロード(XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

[ダウンロード\(XML形式\)](#)

受け付けた申告書等を帳票形式で表示する場合、下の「帳票表示」をクリックしてください。

[帳票表示](#)

納付区分番号通知

ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付(QRコード)を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

[納付区分番号通知へ](#)

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード(XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

1. 電子申請等証明書の交付請求

[交付請求画面へ](#)

2. 送信された申請等データの内容

[送信された申告等データの内容](#)

(注)

- 電子申請等証明書は、電子申請等を提出した日付で提出先の税務署長から交付されます。
- 「2. 送信された申請等データの内容」は、「受信データ(XML)」の「ダウンロード」と同じファイルが作成されます。

口座振替依頼書

個人の申告所得税・消費税の振替納税の申込みがオンラインでできるようになりました。
詳しくは「[振替納税のご案内ページ](#)」をご確認ください。

アンケートのお願い

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用についてアンケートを実施しています。よろしければご協力ください。
[アンケートのページへ](#)

⊗ 閉じる

[ページ先頭へ](#)

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 川口 税務署長殿

納税地 埼玉県草加市神明1-3-16ベルネス105号
(電話番号 090 - 3288 - 6715)

(フリガナ) コンサルハウスキャッツ

屋号 コンサルハウスキャッツ

個人番号

(フリガナ) フクイユウタ

氏名 福井 佑太

(個人の方) 振替継続希望

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 令和 5年 1月 1日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 5年 12月 31日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十-円	
課税標準額	①	5154000	03
消費税額	②	402012	06
貸倒回収に係る消費税額	③		07
控除対象仕入税額	④	201006	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	201006	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		13
差引税額(②+③-⑦)	⑨	201000	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額(⑨-⑩)	⑪	201000	17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	00	20
この課税期間の課税売上高	⑮	5154418	21
基準期間の課税売上高	⑯	1509522	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税	控除不足還付税額		51
差引税額	⑱	201000	52
譲渡割額	還付額		53
納税額	⑳	56600	54
中間納付譲渡割額	㉑	00	55
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒	56600	56
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合 既確定割額	㉔		58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	257600	60

付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
参事区 考業区分	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%				
	第1種				36
	第2種				37
	第3種				38
	第4種				39
	第5種	5,154	100	.0	42
第6種				43	
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	44
還す付るを金受付け機や関と等	銀行	本店・支店			
	金庫・組合	出張所			
	農協・漁協	本所・支所			
預金口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
郵便局名等					
(個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄					
税理士名	(電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出有	<input type="checkbox"/>				
税理士法第33条の2の書面提出有	<input type="checkbox"/>				

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕+㉖)-修正申告の場合㉖=㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

※ 2割特例による申告の場合、⑯欄に⑰欄の数字を記載し、
⑰欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	埼玉県草加市神明1-3-16ベルネス105号 (電話番号 090 - 3288 - 6715)
(フリガナ)	コンサルハウスキャッツ
屋号	コンサルハウスキャッツ
(フリガナ)	フクイユウタ
氏名	福井 佑太

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input checked="" type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

個人事業者用

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

自 令和 5 年 1 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

至 令和 5 年 1 2 月 3 1 日

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>
		5 1 5 4 0 0 0	01

課税資産の譲渡等の対価の合計額	3%適用分	②	<input type="text"/>	02
	4%適用分	③	<input type="text"/>	03
	6.3%適用分	④	<input type="text"/>	04
	6.24%適用分	⑤	<input type="text"/>	05
	7.8%適用分	⑥	<input type="text"/>	06
(②~⑥の合計)		⑦	5 1 5 4 4 1 8	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧	<input type="text"/>	11
	7.8%適用分	⑨	<input type="text"/>	12
	(⑧・⑨の合計)	⑩	<input type="text"/>	13

消費税額	⑪	<input type="text"/>	4 0 2 0 1 2	21
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3%適用分	⑫	<input type="text"/>	22
	4%適用分	⑬	<input type="text"/>	23
	6.3%適用分	⑭	<input type="text"/>	24
	6.24%適用分	⑮	<input type="text"/>	25
	7.8%適用分	⑯	<input type="text"/>	26
			4 0 2 0 1 2	26

返還等対価に係る税額	⑰	<input type="text"/>		31
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	<input type="text"/>	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲	<input type="text"/>	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳~㉓の合計)	⑳	<input type="text"/>	2 0 1 0 0 0	41
	4%適用分	㉑	<input type="text"/>		42
	6.3%適用分	㉒	<input type="text"/>		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	<input type="text"/>	2 0 1 0 0 0	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		令 5・1・1～令 5・12・31	氏名又は名称	福井 佑太
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 5,154,000	円 5,154,000
課税資産の譲渡等の対価の額 ① 1	(付表4-2の①-X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑩欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑩欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑩欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ
控除税額 控除対象仕入税額 ④ 返還等対価に係る税額 ⑤ 貸倒れに係る税額 ⑥ 控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額)	(付表5-1の⑤F欄又は⑥F欄の金額) ※第一表の④欄へ
	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑩欄へ
	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	(付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ	
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ	※⑫E欄へ	
合計差引税額 ⑩ (⑨-⑧)				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方と消費する消費税の課税標準額 控除不足還付税額 ⑪ 差引税額 ⑫	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑬ (⑫-⑪)	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑭欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑭欄へ
譲渡割額 還付額 ⑭ 納税額 ⑮	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 ⑯ (⑮-⑭)			56,692	56,692
				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

簡易

課税期間		令 5・1・1～令 5・12・31	氏名又は名称		福井 佑太	
区分	税率3%適用分		税率4%適用分		旧税率分小計 X	
	A		B		(A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表4-1の①X欄へ 000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表4-1の①-1X欄へ	
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑫欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑭欄へ	※付表4-1の②X欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ	
控除	控除対象仕入税額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額)	※付表4-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ	※付表5-2の③C欄へ	※付表4-1の⑤X欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表4-1の⑥X欄へ
	控除税額小計	⑦	(④+⑤+⑥)			※付表4-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ	
差引税額	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ	※付表4-1の⑨X欄へ	
合計差引税額	⑩					
地方と消費税率の異なる消費税額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑩X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬		※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ	※付表4-1の⑫X欄へ	
譲渡割納税額	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑬X欄へ	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ	
合計差引譲渡割額	⑯	(⑮-⑭)				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	令 5・1・1～令 5・12・31	氏名又は名称	福井 佑太
------	-------------------	--------	-------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円	(付表4-1の②D欄の金額) 円	(付表4-1の②E欄の金額) 円	(付表4-1の②F欄の金額) 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額)	(付表4-1の⑤D欄の金額)	(付表4-1の⑤E欄の金額)	(付表4-1の⑤F欄の金額)
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	(付表5-2の④X欄の金額)		402,012	402,012

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・ <u>50%</u> ・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ 円	※付表4-1の④E欄へ 円	※付表4-1の④F欄へ 円
			201,006	201,006

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円	円	円	円	
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ	%
第二種事業 (小売業等) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)			※ "	
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			※ "	
第四種事業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)			※ "	
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※ "	
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業等) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)			
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額)			
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑯欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \times \text{⑳}$ $\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{⑲} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \times \text{⑳}$	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
$\left(\frac{\text{⑦F} + \text{⑧F} + \text{⑨F} + \text{⑩F} + \text{⑪F} + \text{⑫F} + \text{⑬F} + \text{⑭F} + \text{⑮F}}{\text{⑥F}} \geq 75\% \right) \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	(付表5-2の㉔X欄の金額)		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(㉔～㉚)の中から選択した金額 ㉛	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円	※付表4-1の㉔D欄へ 円	※付表4-1の㉔E欄へ 円	※付表4-1の㉔F欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	令 5・1・1～令 5・12・31	氏名又は名称	福井 佑太
------	-------------------	--------	-------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入税額等の 計算基礎となる消費税額 (①+②-③) ④				※付表5-1の④X欄へ

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・ <u>50%</u> ・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の⑦X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑧				※付表5-1の⑧X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				※付表5-1の⑩X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の⑭X欄へ
第二種事業 (小売業等) ⑮				※付表5-1の⑮X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				※付表5-1の⑰X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
 3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{⑳}$ $\left(\frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{⑲} \times 40\%}{\text{⑬}} \right) \text{㉑}$	円	円	円	※付表5-1の㉒X欄へ 円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$(\text{⑦F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑧F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑨F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑩F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑪F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑫F} / \text{⑥F}) \geq 75\%$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	円	円	円	※付表5-1の㉒X欄へ 円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$ ㉒	円	円	円	※付表5-1の㉒X欄へ 円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉓				※付表5-1の㉒X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉔				※付表5-1の㉒X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉕				※付表5-1の㉒X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉖				※付表5-1の㉒X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉗				※付表5-1の㉒X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉘				※付表5-1の㉒X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉙				※付表5-1の㉒X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉚				※付表5-1の㉒X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉛				※付表5-1の㉒X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉜				※付表5-1の㉒X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉝				※付表5-1の㉒X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉞				※付表5-1の㉒X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉟				※付表5-1の㉒X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75% ④ × $\frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊱				※付表5-1の㉒X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉑～㊱) の内から選択した金額 ㊲	※付表4-2の㉒A欄へ 円	※付表4-2の㉒B欄へ 円	※付表4-2の㉒C欄へ 円	※付表5-1の㉒X欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)